

行政機関による法令適用事前確認手続の 実施状況調査の結果（平成19年度）

第1 調査の趣旨等

1 調査の趣旨

「行政機関による法令適用事前確認手続」は、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表するものである。

この手続については、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定、平成16年3月19日改正、平成19年6月22日改正。資料1）において、その指針（以下「閣議決定指針」という。）を定めている。

本調査は、i）閣議決定指針において、「本手続が適切に実施されるよう、総務省は各府省における実施状況をフォローアップし、公表する」こととされていること、ii）「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）においても、「ノーアクションレター制度の更なる充実を図る観点から、…その施行状況及び制度の活用状況についてフォローアップを行うこととされていることを踏まえ、実施したものである。

なお、本調査結果の対象となった案件には、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の一部改正について」（平成19年6月22日閣議決定）による閣議決定指針の改正を受けた各府省における細則改正前のもも含まれる。

2 調査事項

- (1) 法令適用事前確認手続による照会・回答内容の公表状況
- (2) 細則、対象法令の見直し状況
- (3) 手続に係る国民・事業者への周知等の実施状況

第2 調査結果

1 法令適用事前確認手続による照会・回答内容の公表状況

(照会・回答件数)

各省庁等が法令適用事前確認手続の対象として民間企業等から照会があったものに対して回答を行い、平成19年度中にその公表を行った案件は、表1のとおり、5省庁等で計20件(18年度調査結果比9件増)となっている(各照会・回答内容等の詳細については資料2参照)。

表1 照会・回答件数

省 庁 等 名	照会・回答件数	関係法令名 ※ () 内は件数
金 融 庁	3	保険業法(1)、貸金業の規制等に関する法律(1)、信託業法(1)
総 務 省	1	電波法及び有線電気通信法(1)
厚 生 労 働 省	6	労働基準法(1)、労働者災害補償保険法(1)、食品衛生法(1)、労働安全衛生法施行令(1)、労働安全衛生法(1)、クレーン構造規格(1)
経 済 産 業 省	5	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(5)
国 土 交 通 省	5	貨物自動車運送事業法(1)、旅行業法(1)、宅地建物取引業法(1)、全国新幹線鉄道整備法(1)、道路運送法(1)

(注) これらのほかに、照会書が提出されたものの、回答を受ける前に照会者が取り下げた案件が金融庁、財務省、厚生労働省及び経済産業省において9件ある。

(照会から回答までの期間)

閣議決定指針においては、「各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口に到達してから30日以内(具体的回答期間は、各府省が細則で定める。)に、照会者に対する回答を行うものとする。」とされている。上記20件について、照会から回答までの期間(補正に要した日数を除く。)をみると、表2のとおり17件(85.0%)が30日以内となっており、残りの3件は、回答に当たり慎重な判断を行う必要があった、事実関係の把握に時間を要した、として、回答期間を延長している。

(回答から公表までの期間)

照会及び回答内容の公表時期については、同指針により「照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。ただし、照会者が公表の延期を希望した場合は、30日を超えてから公表することができる（具体的な延期期間は照会者の求めを踏まえて各府省が定める。）」とされている。上記20件について、回答から公表までの期間をみると、表2のとおり、19件（95.0%）が30日以内となっており、残りの1件は、公表前に特許出願等の手続を行うことを理由とした照会者からの要請を受け、公表を延期している。

表2 照会から回答までの期間及び回答から公表までの期間

区分	30日以内	31日以上
照会から回答まで	17 (85.0%)	3 (15.0%)
回答から公表まで	19 (95.0%)	1 (5.0%)

(注1) いずれの期間も補正に要した日数を含まない。

(注2) 詳細は別表参照。

2 細則、対象法令の見直し状況

閣議決定指針により、各府省は、法令適用事前確認手続の具体的実施方法等について細則を定めるとともに、同手続の対象法令（条項）を確定・公表することとされており、平成19年度末現在、13省庁等（公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）がそれぞれ細則を定めている。

また、平成19年6月の閣議決定により、対象法令の範囲の拡大、公表内容及び公表時期の見直しを内容とする閣議決定指針の改正がなされたことを受け、各省庁等においても細則及び対象法令について必要な見直しが行われている。

(注) 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁及び防衛省は、対象とすべき所管法令がないとして、手続を導入していない。

3 手続に係る国民・事業者への周知の実施状況等

手続を導入しているすべての省庁等が、ホームページでの周知を実施している。そのほか、業界団体に対し制度の周知及び積極的な利用を要請し、周

知文書を送付している例、広報誌への掲載を行っている例、細則の英訳を作成している例がみられた。

また、照会者の利便向上に係る措置として、照会内容が複数の担当課室に係る案件や担当課が不明な場合は、窓口課において一括して受け付けることとしている例、電子メールによる照会を可能としている例、などがみられた。

別表 照会、回答及びその公表状況

案件番号	府省名	照会・回答に関わる法令名	照会年月日	回答年月日	(A) 照会から回答までの日数 (補正に要した日数を除)	補正日数	(A)が30日を超えた理由	公表年月日	(B) 回答から公表までの日数	(B)が30日を超えた理由
1	金融庁	保険業法	H19.3.23	H19.4.13	21	0	—	H19.4.13	0	—
2		貸金業の規制等に関する法律	H19.7.6	H19.7.9	3	0	—	H19.7.10	1	—
3		信託業法	H19.10.12	H19.11.9	28	0	—	H19.11.12	3	—
4	総務省	電波法及び有線電気通信法	H19.4.16	H19.5.16	30	0	—	H19.5.16	0	—
5	厚生労働省	労働基準法	H19.6.28	H19.10.16	110	0	回答にあたり慎重な判断を必要としたため	H19.10.16	0	—
6		労働者災害補償保険法	H19.6.28	H19.10.18	112	0	回答にあたり慎重な判断を必要としたため	H19.11.9	22	—
7		食品衛生法	H19.7.23	H19.8.16	20	4	—	H19.10.15	60	照会者から特許出願等の 手続のための公表延期の 希望があったため
8		労働安全衛生法施行令	H19.9.14	H19.10.12	28	0	—	H19.10.12	0	—
9		労働安全衛生法	H19.10.9	H19.10.18	9	0	—	H19.10.18	0	—
10		クレーン構造規格	H20.1.23	H20.2.22	30	0	—	H20.2.22	0	—
11	経済産業省	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	H20.1.23	H20.2.1	9	0	—	H20.2.1	0	—
12		発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	H20.1.23	H20.2.1	9	0	—	H20.2.1	0	—
13		発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	H20.1.23	H20.2.1	9	0	—	H20.2.1	0	—
14		発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	H20.1.23	H20.2.1	9	0	—	H20.2.1	0	—
15		発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	H20.1.23	H20.2.1	9	0	—	H20.2.1	0	—
16	国土交通省	貨物自動車運送事業法	H19.5.8	H19.5.10	2	0	—	H19.5.10	0	—
17		旅行業法	H19.8.17	H19.9.19	33	0	事実関係の把握に時間がかかったため	H19.9.21	2	—
18		宅地建物取引業法	H19.9.10	H19.10.9	29	0	—	H19.10.9	0	—
19		全国新幹線鉄道整備法	H19.12.25	H20.1.23	29	0	—	H20.1.25	2	—
20		道路運送法	H20.1.17	H20.2.15	29	0	—	H20.2.18	3	—

資 料

- 資料1 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(閣議決定)
..... 1

- 資料2 法令適用事前確認手続 照会・回答事例

金 融 庁..... 4

総 務 省..... 7

厚 生 労 働 省..... 8

経 済 産 業 省..... 14

国 土 交 通 省..... 19

行政機関による法令適用事前確認手続の導入について

平成 13 年 3 月 27 日閣議決定
 平成 16 年 3 月 19 日閣議決定改正
 平成 19 年 6 月 22 日閣議決定改正

経済構造の変革と創造のための行動計画（第 3 回フォローアップ）（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）において、「IT 革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図ることとし、その検討に着手するとともに、一定の分野において平成 13 年度（2001 年度）から実施する。」こととされたことを踏まえ、平成 13 年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする。また、このことは「e-Japan 戦略」（平成 13 年 1 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）において、「既存ルールの解釈の明確化（ノーアクションレターの導入）」を行うこととされている趣旨にも沿うものである。

このため、上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針を下記のとおり定める。

なお、具体的実施方法等については、本指針の範囲内で、各府省（その外局を含む。以下同じ。）において「細則」を定め、これを公表するものとする。

記

1 対象

(1) 対象法令の分野

本指針は、民間企業等の事業活動に係る法令を対象とするが、各府省の判断により、その他の分野に係る法令を対象とすることを妨げるものではない。

(2) 対象法令（条項）の範囲

本指針の対象は、上記(1)に掲げる法令の条項のうち、次のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務（法定受託事務及び自治事務）に係るものは対象としない。

- ① 当該条項が申請（行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号）第 2 条第 3 号にいう申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合

- ② 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合
 - ③ 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合
- (3) 対象法令（条項）の確定・公表
各府省は、当該府省において本指針に基づき対象とする条項を確定し、公表するものとする。

2 照 会

各府省は、次に掲げる要件を備えた民間企業等（以下「照会者」という。）からの照会を細則で定める照会窓口において受け付けるものとする。

- ① 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を書面（電子的方法を含む。）により示すこと。
- ② 上記1(3)に基づき、各府省が確定、公表した条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。
- ③ 照会及び回答内容が公表されることに同意していること。

なお、各府省は、上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠を明示することや、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合に照会者名の公表の同意があること等の要件を合理的かつ必要な範囲内で細則において付加することができる。

3 回 答

(1) 回答期間

各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口到達してから30日以内（具体的回答期間は、各府省が細則で定める。）に、照会者に対する回答を行うものとする。ただし、各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。

設定された回答期間内に回答を行うことができない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知しなければならない。

(2) 回答の方式

照会に対する回答は、書面（電子的方法を含む。）により行う（ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合には、この限りではない。）。

回答書においては、「本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない」旨明示する。

(3) 回答を行わない事案

各府省は、照会者からの照会に対し回答を行うことができない場合又は

回答を行うことが適当でない場合については、回答を行わないことができる。

回答を行わない事案については、その要件等を細則であらかじめ定めおかなければならない。

照会に対し回答を行わない場合は、照会者に対し、その理由を通知しなければならない。

4 照会及び回答内容の公表

(1) 公表内容

照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表するものとする。

また、照会者の同意がある場合は照会者名を公表することができる。

ただし、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に定める不開示事由に該当している情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

(2) 公表時期

照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから 30 日以内に公表するものとする。ただし、照会者が公表の延期を希望した場合は、30 日を超えてから公表することができる（具体的な延期期間は照会者の求めを踏まえて各府省が定める。）。

5 導入時期

各府省は、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野については、導入についての検討を早急に進め、平成 13 年度中の可能な限り早期に実施するものとする。

6 フォローアップ及び見直し

本手続が適切に実施されるよう、総務省は、各府省における実施状況をフォローアップし、公表する。

また、上記フォローアップ結果等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

7 関連情報の提供等

本手続の趣旨・目的に照らし、各府省は、所管法令のコンメンタールの充実等法令適用に関連する諸情報の提供や審査基準・処分基準の公表に積極的に努めるものとする。

(府省名 金融庁)

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

保険業法第315条1号の罰則について

1 照会年月日

平成19年 3月23日

2 回答年月日

平成19年 4月13日

照会から回答までの期間 21日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年 4月13日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

照会者は賃貸住宅のオーナー向けに対するリーシングマネジメント事業（オーナーが保有する不動産物件から確実に家賃収入が確保できることを目的として、より効率的・効果的な客付けを実施し入居率を改善向上させるサービスを提供）を営んでいる。照会者は不動産オーナーと原状回復サービス業務（賃借人の退去時に、賃借人の原状回復義務とならない経年劣化による摩耗について照会者が修繕する）にかかる契約を締結し、月額賃料の3～5%を対価として受領することを予定している。当該業務は保険業法第2条第1項の保険業に該当し、第3条第1項に違反するものとして第315条1号の罰則の対象となるかどうかという照会。

5 回答内容の概要

照会のあった具体的事実について、内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、第315条第1項の罰則の対象とならない。

6 担当局課名

監督局保険課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

貸金業の規制等に関する法律第3条第1項の貸金業の登録について

1 照会年月日

平成19年 7月 6日

2 回答年月日

平成19年 7月 9日

照会から回答までの期間 3日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年 7月10日

回答から公表までの期間 1日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

照会者は宅地建物取引業者であり、不動産インターネットオークション事業を行っている。照会者は買主の資金調達の便宜を図り本オークション内で成立する売買件数を増加させるため、買主に貸金業者を紹介する事業（オークションサイト内に貸金業者のバナー広告を設置して、顧客がクリックすると当該貸金業者サイトへ移動）を検討しており、当該行為が貸金業の金銭貸借の媒介にあたり、貸金業登録が必要かどうかの照会。

5 回答内容の概要

照会者等が行おうとする行為は、貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業に該当せず、同法第3条に規定する登録の必要はない。

6 担当局課名

監督局総務課金融会社室

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

信託業法第14条第2項の商号規制について

1 照会年月日

平成19年10月12日

2 回答年月日

平成19年11月 9日

照会から回答までの期間 28日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年11月12日

回答から公表までの期間 3日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

「特定非営利活動法人遺言信託支援機構」という名称のNPO法人を設立することは、信託業法第14条第2項に違反するかという照会。

5 回答内容の概要

照会のあった法人の名称「特定非営利活動法人遺言信託支援機構」については、名称中に「信託」という文字を用いていること等を総合的に判断すると、「信託会社と誤認されるおそれがある」と思料するに足りると考えられることから、信託業法第14条第2項の規定に違反しうるものとする。

6 担当局課名

監督局銀行第1課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

- ・電波法第100条第1項の高周波利用設備の設置許可
- ・有線電気通信法第3条第1項の有線電気通信設備の届出について

1 照会年月日

平成19年4月16日

2 回答年月日

平成19年5月16日

照会から回答までの期間30日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年5月16日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

照会者は、建物内の既存配線（インターフォン通話線、DC電源供給線、有線による遠隔操作のための配線等。又、3相3線200V交流の2相を使うことも考慮。）を利用するデジタル通信端末の開発・製造・販売を計画しているが、当該通信端末の使用に当たり、電波法に基づく設置の許可又は有線電気通信法に基づく設置の届出等が必要か。

5 回答内容の概要

照会のあった設備は、電力線搬送通信設備に該当するが、3相3線200V交流の2相を使う場合には、電波法施行規則第44条第1項第1号に規定する型式の指定を受けることができないため（単相交流を通ずる電力線を使用する」という指定要件を満たさないため）、電波法第100条第1項の許可を受ける必要がある。

有線電気通信法第3条第1項の規定に基づく総務大臣への届出については、同条第4項第2号の規定により当該届出を行う必要はない。

6 担当局課名

- ・電波法及び電波法施行規則関係 総合通信基盤局電波部電波環境課
- ・有線電気通信法関係 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

労働基準法第104条の2第1項、第2項の適用について

1 照会年月日

平成19年6月28日

2 回答年月日

平成19年10月16日

照会から回答までの期間 110 日間

(うち補正に要した期間 0 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

回答にあたり慎重な判断を必要としたため。

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年10月16日

回答から公表までの期間 0 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

照会者の雇用する従業員Aが海外在宅勤務遂行中に海外在宅勤務に起因して死亡又は休業した場合に、照会者がAに対して労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「法」という。)第76条、労働基準法施行規則第38条ないし第39条、法第84条に基づく休業補償を行わないとしても、法76条違反にはならず、故に、かかる事実について法第104条の2第1項又は同条第2項に基づく報告又は出頭の義務を課せられないか。

5 回答内容の概要

法は、労働者を使用する日本国内にある事業に適用されるものであり、照会者は、法の適用を受ける事業主と解される。
Aは、日本国外にある家族の自宅を拠点として在宅勤務することとしているが、当該在宅勤務は、Aが日本国内にある事業である照会者に在籍したまま、照会者の就業規則及び在宅勤務規程に基づき行われるものである。
このため、Aは、法の適用を受ける照会者の指揮命令に基づき在宅勤務を行う者であり、法の適用を受ける労働者と解されることから、法第104条の2第1項及び第2項は、照会者に対して適用される。

6 担当局課名

労働基準局監督課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

労働者災害補償保険法第46条の適用について。

1 照会年月日

平成19年 6月28日

2 回答年月日

平成19年10月18日

照会から回答までの期間 112日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

回答にあたり慎重な判断を必要としたため。

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年11月 9日

回答から公表までの期間 22日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

照会者に在籍する外国人従業員(以下A)から、本国にて在宅勤務をしたい旨の申請書を受領したが、Aとの間で、「Aは、本件海外在宅勤務中にAに関して生じた業務災害につき、照会者が、Aに対し一切補償を行わないことを確認する」旨の覚書を締結することを検討しているが、このような措置を講じたことに関し、労災保険法違反を理由として、同法第46条に基づく報告、文書の提出又は出頭義務を負わないか。

5 回答内容の概要

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)は、個人経営の農林水産業の事業で、その使用する労働者数が5人未満である事業の一部を除いて、労働者を使用する日本国内のすべての事業に強制的に適用される(法第3条第1項)。

本件照会者は法の適用を受ける事業主と解され、Aは、一般的には、本件照会者の指揮命令に基づき業務を行う者であると考えられ、法の適用を受ける労働者と判断されることから、法第46条に基づき、Aについて、本件照会者に対して必要な調査を行う場合がありうる。

6 担当局課名

労働基準局労災補償部労災管理課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

食品衛生法第54条の処分の適用について

1 照会年月日

平成19年 7月23日

2 回答年月日

平成19年 8月16日

照会から回答までの期間24日間

(うち補正に要した期間 4日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年10月15日

回答から公表までの期間60日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

回答の内容に応じて特許出願等の手続きをとる必要があるため。

4 照会内容の概要

シラスを製造する際に、シラス洗浄装置を用いて生シラスに過酸化水素を付着させて生のシラスの状態での殺菌する行為は、食品衛生法第54条の処分の対象となるか。

5 回答内容の概要

食品、添加物等の規格基準において、過酸化水素は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならないこととされており、最終食品において分解され又は除去されていなければ、当該食品を販売等する行為は食品衛生法第11条第2項に違反することとなる。

よって、過酸化水素を分解し又は除去を行う方法について、同法第54条の処分の対象となるか否かは判断できない。

6 担当局課名

医薬食品局食品安全部監視安全課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

労働安全衛生法施行令第1条第7号に規定する第二種圧力容器の適用について

1 照会年月日

平成19年 9月14日

2 回答年月日

平成19年10月12日

照会から回答までの期間 28日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年10月12日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

空気ばね(内容積0.075 m³)の真下に取り付けられ、当該空気ばねの一部を構成する補助タンク(内容積0.109 m³、胴径771.2mm、高さ296mm、最高使用圧力0.9MPa)は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第7号に規定する第二種圧力容器に該当するか否か。

5 回答内容の概要

本件の空気バネは、労働安全衛生法施行令第1条第7号の容器に該当せず、また、下部のタンク部分は、空気バネの一部を構成しており、構造的に単独で圧力容器として使用するものではないと認められることから、当該タンク部分は圧力容器に該当しない。よって、照会のあった容器は、第二種圧力容器に該当しない。

6 担当局課名

労働基準局安全衛生部安全課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

労働安全衛生法第100条第1項の適用について

1 照会年月日

平成19年10月9日

2 回答年月日

平成19年10月18日

照会から回答までの期間 9日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年10月18日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

照会者に在籍する外国従業員（以下「A」という。）が海外在宅勤務遂行中に、海外在宅勤務業務に起因して死亡又は休業した場合に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第100条第1項に基づく労働者死傷病報告の提出義務を負うか。

5 回答内容の概要

Aは日本国内にある事業である本件照会者に在籍したまま、本件照会者の就業規則及び在宅勤務規程に基づき在宅勤務を行う者であるため、Aは、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）の適用を受ける本件照会者の指揮命令に基づき在宅勤務を行う者であり、労基法の適用を受ける労働者と解される。

労基法の適用を受ける労働者は、安衛法第2条第2号の規定により、安衛法の適用を受ける労働者と解される。

また、事業を行う者で、安衛法上の労働者を使用する者については、安衛法第2条第3号の規定により、安衛法の適用を受ける事業者と解される。したがって、安衛法第100条第1項は、本件照会者に対して適用され、Aが海外在宅勤務遂行中に、海外在宅勤務業務に起因して死亡又は休業した場合、本件照会者は労働者死傷病報告の提出義務を負う。

6 担当局課名

労働基準局安全衛生部計画課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

クレーン構造規格第1条に規定する「構造部分」の定義について

1 照会年月日

平成20年 1月23日

2 回答年月日

平成20年 2月22日

照会から回答までの期間30日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年 2月22日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

クレーンの部材の一部である「上フック」が、クレーン構造規格(平成7年労働省告示第134号)第1条に規定する「構造部分」に該当するか否か。

5 回答内容の概要

照会のあった電動チェンブロックは荷をつり上げるための巻き上げの機構を有するものであるが、この電動チェンブロックは「上フック」を含め全体として一つの機械を構成していると認められることから、照会のあった「上フック」は機械部分に該当するものであり、クレーン構造規格第1条に規定する構造部分には該当しない。

6 担当局課名

労働基準局安全衛生部安全課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

電気事業法第39条第1項に基づく「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」第9条第15号との適合性について

1 照会年月日

平成20年1月23日

2 回答年月日

平成20年2月1日

照会から回答までの期間 9日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年2月1日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

蒸気発生器冷却材出入口管台部の補修溶接を実施するに際し、日本機械学会「溶接規格 (JSME S NB1-2001)」の溶接後熱処理時の均一加熱範囲「溶接部の最大幅の両側にそれぞれ母材の厚さの3倍以上の幅」の確保が困難な場合が想定されるため、溶接後熱処理の効果が十分に得られる適用範囲に限定し、均一加熱範囲を蒸気発生器冷却材出入口管台側については溶接部端から50mm以上の幅とすることについて、省令62号第9条第15号の技術基準に適合するか照会する。

5 回答内容の概要

原子炉安全小委員会第25回基準評価ワーキンググループにおいて、事業者から提示のあった資料に基づき審議した結果、今回照会のあった蒸気発生器出入口管台補修溶接部への狭域溶接後熱処理は、示されたモックアップ試験条件程度であれば技術的に妥当、すなわち技術基準に適合しないものでないと判断する。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 原子力安全技術基盤課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

電気事業法第39条第1項に基づく「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」第9条第15号との適合性について

1 照会年月日

平成20年1月23日

2 回答年月日

平成20年2月1日

照会から回答までの期間 9日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年2月1日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

蒸気発生器冷却材出入口管台部の補修溶接を実施するに際し、日本機械学会「溶接規格 (JSME S NB1-2001)」の溶接後熱処理時の均一加熱範囲「溶接部の最大幅の両側にそれぞれ母材の厚さの3倍以上の幅」の確保が困難な場合が想定されるため、溶接後熱処理の効果が十分に得られる適用範囲に限定し、均一加熱範囲を蒸気発生器冷却材出入口管台側については溶接部端から50mm以上の幅とすることについて、省令62号第9条第15号の技術基準に適合するか照会する。

5 回答内容の概要

原子炉安全小委員会第25回基準評価ワーキンググループにおいて、事業者から提示のあった資料に基づき審議した結果、今回照会のあった蒸気発生器出入口管台補修溶接部への狭域溶接後熱処理は、示されたモックアップ試験条件程度であれば技術的に妥当、すなわち技術基準に適合しないものでないと判断する。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 原子力安全技術基盤課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

電気事業法第39条第1項に基づく「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」第9条第15号との適合性について

1 照会年月日

平成20年1月23日

2 回答年月日

平成20年2月1日

照会から回答までの期間 9日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年2月1日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

蒸気発生器冷却材出入口管台部の補修溶接を実施するに際し、日本機械学会「溶接規格 (JSME S NB1-2001)」の溶接後熱処理時の均一加熱範囲「溶接部の最大幅の両側にそれぞれ母材の厚さの3倍以上の幅」の確保が困難な場合が想定されるため、溶接後熱処理の効果が十分に得られる適用範囲に限定し、均一加熱範囲を蒸気発生器冷却材出入口管台側については溶接部端から50mm以上の幅とすることについて、省令62号第9条第15号の技術基準に適合するか照会する。

5 回答内容の概要

原子炉安全小委員会第25回基準評価ワーキンググループにおいて、事業者から提示のあった資料に基づき審議した結果、今回照会のあった蒸気発生器出入口管台補修溶接部への狭域溶接後熱処理は、示されたモックアップ試験条件程度であれば技術的に妥当、すなわち技術基準に適合しないものでないと判断する。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 原子力安全技術基盤課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

電気事業法第39条第1項に基づく「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」第9条第15号との適合性について

1 照会年月日

平成20年1月23日

2 回答年月日

平成20年2月1日

照会から回答までの期間 9日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年2月1日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

蒸気発生器冷却材出入口管台部の補修溶接を実施するに際し、日本機械学会「溶接規格 (JSME S NB1-2001)」の溶接後熱処理時の均一加熱範囲「溶接部の最大幅の両側にそれぞれ母材の厚さの3倍以上の幅」の確保が困難な場合が想定されるため、溶接後熱処理の効果が十分に得られる適用範囲に限定し、均一加熱範囲を蒸気発生器冷却材出入口管台側については溶接部端から50mm以上の幅とすることについて、省令62号第9条第15号の技術基準に適合するか照会する。

5 回答内容の概要

原子炉安全小委員会第25回基準評価ワーキンググループにおいて、事業者から提示のあった資料に基づき審議した結果、今回照会のあった蒸気発生器出入口管台補修溶接部への狭域溶接後熱処理は、示されたモックアップ試験条件程度であれば技術的に妥当、すなわち技術基準に適合しないものでないと判断する。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 原子力安全技術基盤課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

電気事業法第39条第1項に基づく「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」第9条第15号との適合性について

1 照会年月日

平成20年1月23日

2 回答年月日

平成20年2月1日

照会から回答までの期間 9日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年2月1日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

蒸気発生器冷却材出入口管台部の補修溶接を実施するに際し、日本機械学会「溶接規格 (JSME S NB1-2001)」の溶接後熱処理時の均一加熱範囲「溶接部の最大幅の両側にそれぞれ母材の厚さの3倍以上の幅」の確保が困難な場合が想定されるため、溶接後熱処理の効果が十分に得られる適用範囲に限定し、均一加熱範囲を蒸気発生器冷却材出入口管台側については溶接部端から50mm以上の幅とすることについて、省令62号第9条第15号の技術基準に適合するか照会する。

5 回答内容の概要

原子炉安全小委員会第25回基準評価ワーキンググループにおいて、事業者から提示のあった資料に基づき審議した結果、今回照会のあった蒸気発生器出入口管台補修溶接部への狭域溶接後熱処理は、示されたモックアップ試験条件程度であれば技術的に妥当、すなわち技術基準に適合しないものでないと判断する。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 原子力安全技術基盤課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

貨物自動車運送事業法第2条及び第3条の適用について

1 照会年月日

平成19年5月8日

2 回答年月日

平成19年5月10日

照会から回答までの期間 2日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年5月10日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

農機販売店がお客さまから修理・整備業務の依頼を受け、その付帯作業として、整備拠点に機械を持ち込むこと、および整備完了機をお客さまにお届けすることの対価を徴収することについて、貨物自動車運送事業法第2条及び第3条の適用対象となるか。

5 回答内容の概要

照会のあった事実については、貴社が修理・整備業務を行うための付帯作業として自ら運送するものと解することができることから、このような場合は貨物自動車運送事業法第2条及び第3条の適用対象とならない。

6 担当局課名

自動車交通局貨物課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

旅行業法第3条の登録について

1 照会年月日

平成19年 8月17日

2 回答年月日

平成19年 9月19日

照会から回答までの期間33日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

事実関係の把握に時間がかかったため。

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年 9月21日

回答から公表までの期間 2日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

自己が経営する宿泊施設における宿泊サービスの提供とともに、資本関係のないゴルフ場を代理し、媒介をし、又は取次ぎをしてゴルフ場利用契約を提携する行為、具体的にはゴルフ場の利用とパッケージにして宿泊契約を一般に募集する行為が旅行業法第3条（登録）に抵触しないか。

5 回答内容の概要

宿泊事業者が行うゴルフ場との提携企画等、宿泊サービスを自ら提供し、これに運送、宿泊以外のサービスの手配を付加して販売する場合には旅行業法第2条の旅行業に該当しません。(旅行業法施行要領(平成17年2月28日国総旅振第386号)「第1定義 1旅行業 3)」参照)

6 担当局課名

総合政策局観光事業課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

宅地建物取引業法第36条、第65条第2項第2号、同条第4項第2号の適用の有無について

1 照会年月日

平成19年 9月10日

2 回答年月日

平成19年10月 9日

照会から回答までの期間29日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成19年10月 9日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

宅地建物取引業者が、購入者として、農地法第5条第1項の許可を停止条件として売買契約を締結する場合においても、宅地建物取引業法第36条の「宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前」の「売買」にあたり、農地法第5条第1項の許可がなければ、宅建業法第36条及び同法施行令第2条の5第15号に違反し、同法第65条第2項第2号、同条第4項第2号の適用を受けることになるのか否か。

5 回答内容の概要

照会のあった事実については、照会法令の適用対象とならない。

6 担当局課名

総合政策局不動産課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第9条第1項の認可について

1 照会年月日

平成19年12月25日

2 回答年月日

平成20年 1月23日

照会から回答までの期間 29日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年 1月25日

回答から公表までの期間 2日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

法令 全国新幹線鉄道整備法第9条第1項

行為 基本計画路線である中央新幹線について、民間会社が自己負担により合理的かつ効率的なルートで路線建設を進めること。

5 回答内容の概要

結論 照会のあった事実は照会法令の適用対象となる。

根拠 全国新幹線鉄道整備法第9条第1項は、建設主体が建設指示を受けて新幹線鉄道の路線の建設を行おうとするときには、整備計画に基づいて国土交通大臣の認可を受けなければならないとしている。

建設主体は国土交通大臣が指名することとされており（第6条第3項）、民間企業が建設主体となることも予定されている。

6 担当局課名

鉄道局施設課・幹線鉄道課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

道路運送法第4条第1項の許可について

1 照会年月日

平成20年1月17日

2 回答年月日

平成20年2月15日

照会から回答までの期間29日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

—

3 照会・回答内容の公表年月日

平成20年2月18日

回答から公表までの期間 3日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

公表までの期間を延長した場合、その理由

—

4 照会内容の概要

旅行業者が、全国各地の集合場所から旅館まで宿泊客をバスで送り届けるという内容の主催旅行を企画することは、道路運送法第4条第1項の適用を受けるか(同項に規定する許可を受ける必要があるか)。

5 回答内容の概要

道路運送法第4条第1項に掲げる一般旅客自動車運送事業は、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して、旅客を運送する事業であり、照会の行為は、旅行業者が旅行を企画するものであって、自ら自動車を使用して運送を行うものではないことから、道路運送法第4条第1項の適用を受けるものではない。

6 担当局課名

自動車交通局旅客課